

## 報告事項(1) 沼津市地域公共交通協議会条例の一部改正について

道路運送法と道路運送法施行規則の施行に伴い、令和5年10月1日以降に運賃等の協議を調える場合は、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において行う必要があることから、沼津市地域公共交通協議会条例の一部改正を行いました。

今後の運賃等の協議については、沼津市地域交通協議会委員のうち、運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者、静岡運輸支局、市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者に構成員を限定した「協議運賃会議」にて協議をし、通常の協議会の会議では意見聴取や報告を行うこととします。

なお、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるため、協議の1か月前には広報ぬまづ又は市HPにて意見募集の掲載を行うこととします。

### これまで運賃・料金等については、地域公共交通会議にて協議

#### 【旧】道路運送法 第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### 【旧】道路運送法施行規則 第9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

協議の前に公聴会の開催等により住民等の意見を聞く

#### 【新】道路運送法 第9条第5項概要

市町村又は都道府県は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

運賃を協議するための協議会を新たに設置

#### 【新】道路運送法 第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長又都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※ 「二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者」が複数ある場合は、1事業者ずつ協議運賃会議を行います。

※ 今後の地域公共交通協議会においては、協議運賃について協議は行わず、意見聴取や報告を行うものとします。

旧	新
<p>○沼津市地域公共交通協議会条例 平成31年3月25日条例第12号 改正 令和3年3月1日条例 第2号</p> <p>沼津市地域公共交通協議会条例 (設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。第3条第2項第1号において「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、沼津市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、沼津市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 公共交通計画の作成、変更及び実施の協議に関する事項 (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、<u>運賃及び料金</u>等に関する事項 <u>(新設)</u> <u>(3) その他地域公共交通に関し協議会が必要と認める事項</u> (組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 活性化再生法第2条第2号に規定する公共交通事業者等 (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第9条の3第1項第2号</u>及び第5号に規定する団体 (3) 公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 (4) 学識経験者 (5) 公募による市民 (6) 関係行政機関の職員</p>	<p>○沼津市地域公共交通協議会条例 平成31年3月25日条例第12号 改正 令和3年3月1日条例 第2号 <u>令和5年12月22日条例 第26号</u></p> <p>沼津市地域公共交通協議会条例 (設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。第3条第2項第1号において「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、沼津市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、沼津市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 公共交通計画の作成、変更及び実施の協議に関する事項 (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 <u>(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金の設定又は変更に関する事項</u> <u>(4) その他地域公共交通に関し協議会が必要と認める事項</u> (組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 活性化再生法第2条第2号に規定する公共交通事業者等 (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第4条の2第1項第2号</u>及び第5号に規定する団体 (3) 公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 (4) 学識経験者 (5) 公募による市民 (6) 関係行政機関の職員</p>

旧	新
<p>(7) 市の職員 (8) その他市長が必要と認める者 (任期)</p>	<p>(7) 市の職員 (8) その他市長が必要と認める者 (任期)</p>
<p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(会長及び副会長)</p>	<p>(会長及び副会長)</p>
<p>第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p>	<p>第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p>
<p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p>	<p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p>
<p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。</p>	<p>第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。</p>
<p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p>	<p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p>
<p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>4 協議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>4 協議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(協議運賃会議)</u></p>
<p>(部会)</p>	<p><u>第7条 前条の規定にかかわらず、第2条第3号に規定する事項について協議を行うときは、委員のうち道路運送法第9条第4項に掲げる者のみが出席する会議（以下「協議運賃会議」という。）において行うものとする。</u></p> <p><u>2 前条第1項から第3項までの規定は、協議運賃会議に準用する。この場合において、同条第1項中「協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長」とあるのは「協議運賃会議は、市の職員」と、同条第2項中「協議会」とあるのは「協議運賃会議」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(部会)</p>
<p><u>第7条</u> 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。</p>	<p><u>第8条</u> 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。</p>
<p>2 部会に属する委員は、会長が指名する。</p>	<p>2 部会に属する委員は、会長が指名する。</p>
<p>3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。</p>	<p>3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。</p>
<p>4 部会は、部会長が招集し、部会長は部会の会議の議長となる。</p>	<p>4 部会は、部会長が招集し、部会長は部会の会議の議長となる。</p>
<p>5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p>	<p>5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p>
<p>6 <u>前条第3項</u>及び第4項の規定は、部会の会議</p>	<p>6 <u>第6条第3項</u>及び第4項の規定は、部会の会</p>

	旧	新
	<p>に準用する。この場合において、<b>前条第4項</b>中「協議会」とあるのは、「部会」と読み替えるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第8条</b> 協議会の庶務は、都市計画部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第9条</b> この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (令和3年3月1日条例第2号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>議に準用する。この場合において、<b>同条第4項</b>中「協議会」とあるのは、「部会」と読み替えるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第9条</b> 協議会の庶務は、都市計画部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第10条</b> この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (令和3年3月1日条例第2号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><b>付 則 (令和5年 月 日条例第 号)</b></p> <p><b><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></b></p>
摘要	<p>改正理由 道路運送法等の一部改正に伴い、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に係る運賃及び料金について、道路運送法に定める構成員で協議することを定めるものである。</p>	

# 乗合事業に係る協議運賃の取扱いについて

---

令和5年9月

中部運輸局

# 道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

## 道路運送法 (昭和26年法律第183号)

### 【旧】

#### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

##### 第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### 【新】

#### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

##### 第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域)以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

当該乗合事業者のみが参加

公聴会の開催等が義務付け



# 改正後の地域公共交通会議

	地域公共交通会議		地域公共交通会議
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	根拠	道路運送法施行規則 <b>(第4条の2)</b>
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域)</li> <li><b>運賃・料金等に関する事項</b></li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する 事項 等</li> </ul>	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域)</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する 事項 等</li> </ul>
	対象		バス、タクシー、自家用有償旅客 運送
構成員	市町村又は都道府県  一般旅客自動車運送事業者及びその 組織する団体  住民又は旅客  運輸局  事業者の運転者組織  道路管理者  都道府県警察  学識経験者その他地域公共交通会 議の運営上必要と認められる者	<b>法第9条第4項の協議会 (協議運賃)</b>	根拠 道路運送法 (第9条第4項)  協議事項 運賃・料金等に関する事項  対象 一般乗合旅客運送  構成員 市町村又は都道府県  運賃等を定めようとする一般乗合旅客 自動車運送事業者  運輸局  関係住民の意見を代表する者として指 名する者

# 法第9条第5項の公聴会の開催等について

## 道路運送法第9条第5項

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ、市町村の長又は都道府県知事は公聴会の開催、パブリックコメントの実施等により住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。



## 公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



④アンケート調査  
(住民)  
(利用者)



+ ⑤事業者団体へのヒアリング  
(利害関係者)

※ ( ) 内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法第9条第5項を満たすものと考えられる。



# 【参考】改正前の各種会議体の比較

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (第6条)	道路運送法施行規則 (第9条の3)	道路運送法施行規則 (第51条の8)	道路運送法施行規則 (第15条の4第2項)
主宰	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県	都道府県
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項</li> <li>道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様(路線定期・不定期、区域)</li> <li>運賃・料金等に関する事項</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する事項等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する事項</li> </ul> ※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり</li> <li>具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成</li> </ul> ※特例は路線の休廃止のみ
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	自家用有償旅客運送	特に定めない
構成員	主宰者(市町村又は都道府県)  公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者  公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者  ※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある	主宰者(市町村又は都道府県)  一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体  住民又は旅客  運輸局  事業者の運転者組織  道路管理者  都道府県警察  学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	主宰者(市町村又は都道府県)  一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体  住民又は旅客  運輸局  事業者の運転者組織  現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等  学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者	少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者  ※分科会等を地域ごとに組織することも可

# 【参考】改正後の各種会議体の比較(令和5年10月1日施行)

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	法第9条第4項の協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	道路運送法施行規則(第4条の2)		道路運送法(第9条第4項)	道路運送法施行規則(第15条の4第2項)
主宰	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県		特に定めない	都道府県
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項</li> <li>道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様(路線定期・不定期、区域)</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する事項等</li> </ul> <p>※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取</p>	<p>←地域公共交通会議へ統合</p> <p>※ただし、経過措置により現に存する改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運賃・料金等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり</li> <li>具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成</li> </ul> <p>※特例は路線の休廃止のみ</p>
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送			一般乗合旅客運送
構成員	<p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者</p> <p>公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者</p> <p>※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある</p>	<p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>住民又は旅客</p> <p>運輸局</p> <p>事業者の運転者組織</p> <p>道路管理者</p> <p>都道府県警察</p> <p>学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</p> <p>※現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等</p>		<p>市町村又は都道府県</p> <p>運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>運輸局</p> <p>関係住民の意見を代表する者として指名する者</p> <p>※市町村又は都道府県は協議するときは、あらかじめ、公聴会の開催等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる</p>	<p>少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者</p> <p>※分科会等を地域ごとに組織することも可</p>